

(申立て・相談に関する詳細説明第1頁)

## 研究活動等の不正行為及び不適切行為に係る申立て・相談について

室蘭工業大学長

室蘭工業大学における研究活動等の不正行為又は不適切行為を知った方は、誰でも室蘭工業大学に対してそのことを申立て又は相談することができます。

これについては、「国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則」に基づき、以下のとおり取扱います。

### 【研究活動等の不正行為とは】

本学に所属する者（過去に所属した者も含む）が、研究活動及び研究費の使用において行った以下のことをいいます。なお、研究費の種類は問いません。

1. 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
2. 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
3. 盗用 他の研究者のアイディア、分析及び解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
4. 研究費の不正使用 実体を伴わない謝金又は給与を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること及び実体を伴わない旅費を支払わせること等、法令、研究費を配分した機関の規則及び本学の規則等に違反する経費の使用を故意若しくは重大な過失により行うこと。

### 【研究活動等の不適切行為とは】

本学に所属する者（過去に所属した者も含む）が、研究活動及び研究費の使用において行った以下のことをいいます。なお、研究費の種類は問いません。

1. 二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。
2. 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること。
3. 研究費の不適切使用 研究費の使用に際し、法令、研究費を配分した機関の規則及び本学の規則等に違反する経費の使用を過失により行うこと。
4. その他 上記1～3のほか、研究倫理に反する行為をすること。

(申立て・相談に関する詳細説明第2頁)

### 【申立て・相談の方法】

申立書を、Eメール、郵送、FAX又は面談（窓口へ持参）のうち、いずれかの方法で申立て窓口に提出してください。

### 【申立て窓口】

学内申立て窓口：室蘭工業大学 研究推進課長

Eメール： renkei@muroran-it.ac.jp

住所： 〒050-8585 北海道室蘭市水元町27番1号 本部棟1F

電話： 0143-46-5020

FAX： 0143-46-5031

受付時間： 平日 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

外部申立て窓口：橋田国際総合法律事務所 | Hashida International Law Office

Eメール： hashida@hashida-law.com

住所： 〒064-0810 札幌市中央区南10条西10丁目 さくらビル5階

電話： 011-200-9385

FAX： 011-200-9380

受付時間： 平日 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

### 留意事項

- ・ 調査にあたっては、申立て・相談をした方に協力を依頼する場合があります。
- ・ 申立て・相談は、氏名等を明らかにして行うことが原則ですが、氏名等の秘匿を希望することができます。
- ・ 氏名等の秘匿を希望した場合は、室蘭工業大学での調査の際に直接お話しを聞くことが出来ないため、調査の内容が制限される場合があります。
- ・ 氏名等の秘匿を希望しない場合であっても、申立て・相談をした方の氏名等は調査関係者以外に知られることは一切ありません。
- ・ 申立て・相談をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。